

郡山市公共基準点管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき郡山市が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の一般的取扱及び管理保全に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において公共基準点とは、都市再生街区基本調査により設置された街区三角点並びにその節点・街区多角点並びにその節点・街区補助点（以下「街区基準点」という。）並びに地籍調査事業により設置された図根三角点・多角点（以下「図根点」という。）であつてかつ永久標識を設置したものをいう。

(管理の主体)

第3条 公共基準点の管理保全の主管課は、郡山市農商工部農林基盤整備課とする。

(管理保全)

第4条 市は公共基準点の管理保全をこの要綱及び郡山市公共基準点復元測量作業実施要領（以下「復元要領」という。）に基づき適切に行い、適正にその管理保全に努める。

2 この要綱及び復元要領に定めのない事項については、地籍調査作業規定準則及び同運用基準又は都市再生街区基本調査作業規定及び運用基準並びに同別表に基づき行う。

(公共基準点の使用手続)

第5条 公共基準点を使用するものは、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（様式第1号）により市長へ申請し、公共基準点使用承認書（様式第2号）により承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認を受けたものは、公共基準点の使用後に公共基準点使用報告書（様式第3号）により使用結果を市長に報告しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、土地家屋調査士会は、公共基準点使用包括承認・交付申請書（様式第4号）により市長へ申請し、公共基準点使用包括承認書（様式第5号）による承認を受けることができる。

4 土地家屋調査士会は前項の規定による承認を受けた場合は、当該公共基準点の使用後に公共基準点使用報告書（様式第6号）により、月単位で使用結果を市長に報告するものとする。

5 公共基準点を使用するもの又は土地家屋調査士は、公共基準点使用承認書又は公共基準点使用包括承認書の写しを常時携行し、市職員又は土地所有者等の請求があつた場合は、速やかにこれを提示しなければならない。

6 市長は、使用承認を受けた申請者若しくはその使用者又は土地家屋調査士会若しくはその使用者がこの要綱又は公共基準点使用承認条件に違反したときは、その使用承認を公共基準点使用承認取消通知書（様式第7号）により取り消すことができる。

7 前項の規定により取り消された申請者は、直ちにその使用を停止するとともに使用承認及び交付を受けた成果を速やかに市長に返還しなければならない。

(工事施工の届出)

第6条 道路工事等の事業を行う者（以下「原因者」という。）が、公共基準点付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事を施工する場合は、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書（様式第8号）を市長に提出し、市長の指示に基づき公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、次条第1項の規定による公共基準点の一時撤去又は移転の承認を申請する場合は、

公共基準点付近での工事施工届出書の提出を省略することができる。

工事施工届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、平面図及び断面図（掘削位置及び公共基準点の位置関係を明示したもの）
- (2) 引照点図及び市長の指示する測量資料
- (3) 写真（公共基準点、公共基準点周辺及び全引照点を確認できるもの）

2 前項の効用に支障をきたすおそれのある工事とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事
- (2) 車輛及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車輛及び重機等までの距離が5メートル以下となる工事
- (3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと認められる工事

3 公共基準点付近での工事が竣工した原因者は、速やかに公共基準点付近での工事竣工報告書（様式第9号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

工事竣工報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 竣工写真（公共基準点及び公共基準点周辺を確認できるもの）
- (2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料（着工前及び竣工後が対比できる引照点図並びに市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量の成果）

4 公共基準点付近の工事により、公共基準点の効用に支障をきたした場合は、原因者は市長との協議後、公共基準点復元承認申請書（様式第10号）により市長に申請し、公共基準点復元承認書（様式第11号）により復元の承認を受けなければならない。

（一時撤去及び移転）

第7条 原因者は公共基準点の一時撤去（公共基準点を従前の点と同じ座標に再現するための準備がなされた状態で撤去し、復元することをいう。以下同じ。）又は移転をする場合は、あらかじめ公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（様式第12号）により市長に申請し、公共基準点（一時撤去・移転）承認書（様式第13号）による承認を受けなければならない。

申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、平面図及び断面図（掘削位置及び公共基準点の位置関係を明示したもの）
- (2) 写真（公共基準点及び公共基準点周辺を確認できるもの）
- (3) 引照点図又は再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）

2 公共基準点の一時撤去及び移転の工事並びにその測量は、復元要領に基づき実施しなければならない。

3 公共基準点の設置されている土地若しくは建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）は、その都合により公共基準点を一時撤去又は移転をする場合は、公共基準点（一時撤去・移転）請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（機能の回復）

第8条 第6条第3項又は前条第1項若しくは第3項の規定により一時撤去又は移転をした公共基準点の測量標を設置する工事（以下「設置工事」という。）は、原因者が行わなければならない。

2 前項の場合において、原因者は原則として既設の測量標を再使用し、既設と同様の構造により、当該公共基準点を再設置し、測量の成果を修正するものとする。

3 前1項の場合において、原因者は既設の測量標の使用及び同一構造による設置が不可能な場合は、市長と協議の上変更することができる。

4 原因者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を汚損し、損傷し、又は滅失した場合は、前

3項の規定を準用する。

5 測量成果の修正（以下「測量作業」という。）に必要な手続きは、測量法第36条、第37条第3項及び第40条並びに関係法令の規定に基づき、郡山市が行うものとする。

6 土地所有者等による公共基準点の一時撤去又は移転の請求があった場合は、郡山市が公共基準点の一時撤去又は移転を行うことができる。

（設置工事）

第9条 原因者は、設置工事における公共基準点の測量標の設置位置及び設置施工方法について、舗装復旧前に市長と協議しなければならない。

2 原因者は、設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。

3 設置工事が竣工した原因者は、速やかに公共基準点設置工事竣工報告書（様式第15号）に前項の写真を添えて市長に提出し、検査を受けなければならない。

4 原因者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

（費用の負担）

第10条 公共基準点の設置工事に要する費用（既設の公共基準点の取壊し費用を含む。以下「設置費用」という。）及び公共基準点の測量作業に要する費用（以下「測量費用」という。）の負担は次の表を標準とする。

区 分	設 置 費 用	測 量 費 用 (再設法による場合)	測 量 費 用 (偏心法による場合)
市内部所管原因者	○	○	○
占用企業者原因者 その他の原因者	○	○	○
事故原因者	○	○	○
土地所有者等原因者	×	×	×

注1 ○印は左欄の該当者が原因者として設置工事を施工することで費用負担する。

2 ×印は郡山市が負担するのを原則とするが、占用時の所有者と異なる場合は別途協議とする。

（その他）

第11条 この要綱により難しい場合又はこの要綱に定めのない事項についての取り扱いは、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。